

フリーランス、個人事業主などで

契約・お仕事上のトラブルに

お悩みの方へ

相談料
無料

相談から解決まで、
弁護士がワンストップでサポートします！

相談無料

秘密厳守

匿名相談可

Web相談可

和解あっせん手続費用無料

受付時間

9:30～16:30(土日祝日を除く)

こんなトラブル、私たちに**ご相談ください!**



あいまいな契約

報酬が明示されない状態での作業進行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返いで作業が完了しない。



報酬の未払い

報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし。納品後のクライアント会社の倒産、音信不通。



ハラスメント

精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解消などのパワハラ行為。セクハラ行為

企業などの発注事業者からお仕事を受注する
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします!

フリーランス・トラブル110番

運営事業者:第二東京弁護士会
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。

和解あっせんの申立書の送付先
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館9F

契約・支払い・業務内容など、働くことに関する**トラブル**が相談対象です。



0120-532-110

通話無料/受付時間 9:30～16:30(土日祝日を除く)

✉メールでのご相談は公式サイトのお問い合わせフォームから

Web(ビデオ通話)でものご相談も受け付けています

公式サイトはコチラ

<https://freelance110.mhlw.go.jp>



公式サイトでは具体的な事例やご相談の流れなども掲載しています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。